

議会だより



藤岡市観光フォトコンテスト入賞作品
作品名「虫いるかな」新井 敏司氏（藤岡市在住）撮影地：小平河川公園

3月定例会の あらまし

定例会は2月27日から3月19日までの21日間の会期で開催されました
令和8年度藤岡市一般会計予算など40議案が提出されました

◆27日〓 本会議 会期の決定
市長提出議案40件を上程
うち25議案を即決

◆4日〓 総務常任委員会
経済建設常任委員会

◆5日〓 教務厚生常任委員会

◆9・10日〓 本会議 一般質問

◆16・17日〓 予算特別委員会

◆19日〓 本会議 委員会付託議案
15件を可決
議員提出議案2件を即決

議案等審議結果＜3月定例会＞

番 号	件 名	結 果
市長提出議案		
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	報 告
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	報 告
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	報 告
報告第4号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	報 告
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度藤岡市一般会計補正予算（第8号））	承 認（全員）
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度藤岡市水道事業会計補正予算（第3号））	承 認（全員）
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度藤岡市一般会計補正予算（第9号））	承 認（全員）
議案第1号	教育委員会委員の任命について	同 意（全員）
議案第2号	三波川財産区管理委員会委員の選任について	同 意（全員）
議案第3号	藤岡市旅費支給条例の全部改正について （※詳細はP8の報告をご覧ください）	可 決（全員）
議案第4号	藤岡市職員定数条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第5号	藤岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について	可 決（全員）
議案第6号	藤岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第7号	藤岡市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第8号	藤岡市国民健康保険税条例の一部改正について （※詳細はP9の報告をご覧ください）	可 決（多数）
議案第9号	藤岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について （※詳細はP9の報告をご覧ください）	可 決（多数）
議案第10号	藤岡市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について （※詳細はP8の報告をご覧ください）	可 決（全員）
議案第11号	藤岡市火入れに関する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第12号	藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第13号	藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第14号	藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第15号	藤岡市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第16号	藤岡市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第17号	藤岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第18号	多野郡神流町と藤岡市との間における可燃ごみの処理に係る事務の委託に関する協議について	可 決（全員）
議案第19号	工事請負契約の締結について	可 決（全員）
議案第20号	債権の放棄について （※詳細はP10の報告をご覧ください）	可 決（全員）
議案第21号	市道路線の認定について	可 決（全員）
議案第22号	令和7年度藤岡市一般会計補正予算（第10号）	可 決（全員）
議案第23号	令和7年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	可 決（全員）
議案第24号	令和7年度藤岡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決（全員）
議案第25号	令和7年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	可 決（全員）
議案第26号	令和7年度藤岡市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）	可 決（全員）
議案第27号	令和7年度藤岡市三波川財産区特別会計補正予算（第1号）	可 決（全員）
議案第28号	令和7年度藤岡市水道事業会計補正予算（第4号）	可 決（全員）
議案第29号	令和7年度藤岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	可 決（全員）
議案第30号	令和7年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計補正予算（第2号）	可 決（全員）
議案第31号	令和8年度藤岡市一般会計予算	可 決（多数）
議案第32号	令和8年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算	可 決（多数）
議案第33号	令和8年度藤岡市後期高齢者医療特別会計予算	可 決（全員）
議案第34号	令和8年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算	可 決（全員）
議案第35号	令和8年度藤岡市介護老人保健施設特別会計予算	可 決（全員）
議案第36号	令和8年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算	可 決（全員）
議案第37号	令和8年度藤岡市三波川財産区特別会計予算	可 決（全員）
議案第38号	令和8年度藤岡市水道事業会計予算	可 決（全員）
議案第39号	令和8年度藤岡市下水道事業会計予算	可 決（全員）
議案第40号	令和8年度藤岡市国民健康保険鬼石病院事業会計予算	可 決（全員）
議員提出議案		
議案第1号	藤岡市議会委員会条例の一部改正について	可 決（全員）
議案第2号	藤岡市議会会議規則の一部改正について	可 決（全員）

国民健康保険制度について



中澤 秀平

問 医療費を窓口で10割支払った件数とその理由について伺います。

答 令和6年12月から令和8年1月の期間に、市内公立病院で10割負担で医療を受けた件数は、公立藤岡総合病院で外来、入院合わせて523件、うち国民健康保険の特別療養費は52件でした。そのほか471件となりませんが、理由について公立藤岡総合病院では記録していません。鬼石病院では13件、うち特別療養費は0件です。理由は、救急外来や観光などでの「駆け込み受診で保険証などを携帯していなかった」が9件、「保険の切替え中」が4件でした。

問 特別療養費について伺います。

答 国民健康保険では、保険税を1年以上滞納等している方を特別療養費

の支給対象者として、特別療養費の支給対象者は、令和6年12月の保険証廃止に伴い、10割負担の資格者証が資格確認書特別療養費の支給となり、通常の保険証は資格確認書となりませんでした。特別療養費の支給対象の被保険者が医療機関を受診した際、窓口で医療費の10割全額を負担し、後日申請により保険給付分が戻されるといふ制度です。

問 特別事情がある場合は通常の資格確認書が付されるようですが、特別事情について伺います。

答 特別事情とは、保険税を滞納している場合において災害、病気などの理由により、保険税を納める能力が著しく低下している状態で、申請により通常の資格確認書が交付されます。

問 特別事情の遡及適用について伺います。

答 国民健康保険は国民皆保険のセーフティネットに当たる部分ですが、国民皆保険制度は全員が保険料を支払うことでお互いの負担を軽減す

る制度です。被保険者の事情はあると思いますが、制度の決まりの中で事務をすることが公平・公正であると考えています。



工業団地整備に伴う緑地について



松田 拓也

問 西部工業団地（第3期）は、美土里小学校に隣接しているという点で、これまでの工業団地とは条件が異なり、教育環境との関係性も意識した設計が必要だと感じます。美土里小学校の子どもの意見を取り入れ

ながら設計に反映していくことで、子どもたちが緑地に愛着を持ち、主体的に利用できるようになること、また、藤岡北高等学校では園芸やガーデニング分野を学ぶ生徒が在籍していることから、緑地のデザインや植栽計画の一部に生徒たちが参加すること、実践的な学びの場となり、地域の方々と接点が生まれ、生徒自身が地域に貢献している実感、将来的な地元定着や地域愛着の向上にもつながる可能性があると考えます。市の考えを伺います。

答 緑地整備における地域の子どもたちとの連携は、美土里小学校では、学校の先生方を通じて子どもたちの声も伺いながら事業計画に反映したいと考えています。藤岡北高等学校については、比較的近距离に位置する中で、実践教育の場として参画いただき、協働していくことを検討しながら進めます。

問 岡之郷地区（新町駅周辺）の市街化区域における整備状況について、整備率および県事業である新町駅南通り線を下水道整備の観点から県へ要望や協議を行ってきたか伺います。

答 岡之郷地区の下水道整備率は、平成28年度から現在まで2・13haを整備し、岡之郷地区下水道全体計画区域65・1haに対し3・3%となります。新町駅南通り線は、岡之郷地区の下水道計画区域を縦断し、下水道網をつなぐ重要な路線となります。岡之郷地区の下水道計画に寄与するため、下水道整備の立場から道路整備を要望することを検討します。

下水道整備について

問 本市における下水道整備は、前回の質問以降どの程度進んだのか伺い





空き家について

加部 雄一郎

問 空き家を減らすための対策と成果について伺います。

答 令和6年度に藤岡市空家等の適正管理に関する条例を見直し、特定空家等に認定するまで半年ほどかかっていたものが、1か月ほどで認定できるようになりました。その結果、令和6年度には4件を認定しました。また、特定空家等合計7件のうち、指導などを行ったところ所有者により建物が解体されたため、3件の認定を解除しました。さらに、管理不全空家等は、35件認定しましたが、指導などを行ったところ所有者により改善されたため、12件の認定を解除しました。

問 今後、強化する対策について伺います。

答 空家解体補助制度は、令和8年度から住宅以外の店舗や倉庫なども

補助対象とし、より多くの方が利用できるような制度を拡充します。また、空き家の管理代行サービスとして、空き家所有者が遠方に住んでいる、あるいは高齢等の理由で空き家の管理にお困りの場合、依頼があれば本市が業者に対し、状況説明から発注までの手伝いを行います。なお、管理に要した費用は、依頼者である空き家所有者等が支払うこととなります。

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

問 市内初となる、陸上競技場への人工芝導入の経緯について伺います。

答 藤岡市スポーツ協会及び藤岡市サッカー協会より、藤岡総合運動公園陸上競技場のフィールド内を年間を通して使用できるように、人工芝への改修を要望された経緯があります。人工芝は工事完成後すぐに使用できること、天然芝に比べ耐久性があり、降雨や降雪などの天候の影響を受けにくいことや天然芝の擦り切れなどによる補修や養生期間がないこと、ま

た、定期的な保守管理は必要となりますが、日常的な芝刈りや施肥、散水といった管理が不要であり、年間を通して均一な競技環境を維持することが可能となり、人工芝とする方針を決定しました。



本市バスの新しい仕組みについて



小西 貴子

問 免許を返納しても安心して暮らせるまちの実現に向け、いつでもどこでも乗れるデマンドバスについて、本市でも実現可能と考えますが、見解を伺います。

答 本市に適した再編の検討をし、運賃や停留

所、システム等の角度から進めており、コストは現行経費に100万円から200万円程度が追加になると考えています。令和8年度中には全市の運行形態を決定したいと考えています。

清掃センターへのごみ受入制度の改正について

問 指定ごみ袋の価格を大幅に引き上げていただき感謝申し上げます。本市清掃センターでは、他市には見られない桁違いの無料制度を継続する一方で、一般市民に対してごみの搬入は1日1回だけとす。2回目は断固として受け入れないなど厳しい制限を課していただきます。本市だけの1日1回制限、そして、その根本原因とも言える1トン無料制度を見直す考えはあるか、あるのであれば、実施の時期について伺います。

答 廃棄物減量等審議会です。1日1回の制限は、市民が公平に施設を利用できる環境を維持しているところですが、他市町村には見られない厳しい制限をかけているのが現状です。審議会からの答申を踏まえ、早急にこの矛盾した制度の見直しを強く要望させていただきます。また、ごみ排出者の本人が助手席にいてもかかわらず、運転していかないからという理由だけで受入れを認めないという運用も、他市と比べてもかなり厳しいのではないかと思っています。本市だけの非常に厳しいルール、また受付時の長蛇の列をなくすなど、他市同様に、スムーズな受入れに改める考えはあるか伺います。

答 成果も出ていますので、当面はこのまま継続していきたいと考えています。





栗原 大輔

災害リスク時代における本市の持続構造について

検討していきます。

問 小野地区について、交通の要衝としての重要性と防災上の課題を併せ持つ地域として、今後どのように計画を整理していくのか伺います。

答 現在、立地適正化計画に災害リスクを踏まえた防災指針を盛り込む改定を来年度に行う予定で作業を進めています。

育成就労制度と多文化共生について

問 国はこれまでの技能実習制度を廃止し、2027年4月から新たな育成就労制度の創設を示しましたが、本市の考えを伺います。

答 本市としてもこの制度を重要な制度転換であると受け止めています。

問 人口減少と担い手不足が進む中、外国人を支援対象として捉え続けるのか、共に地域を支える存在として位置づけるのか、市として多文化共生をどのような戦略軸に置くのか伺います。

答 今後、総合計画の改定・検討を進める中で、外国人との共生の方向性を

やビジョンを定めていきたいと考えています。将来的には、外国人住民も地域の担い手として活躍できる環境を整え、日本人住民との双方が安全・安心に暮らすことができ、共に地域を支えていく共生社会の実現を目指したいと考えています。



関口 茂樹

本市の人口減少と将来について

問 新年度を迎え、本市は人口減少対策をどのように考えているか伺います。

答 新年度の人口減少対策は、24・3haの市街化編入が実現したことに伴う工業団地造成の推進です。また、従来より実

施している18歳までの医療費無償化、小・中学校給食費無償化の継続、不妊・不育症治療費補助の拡大、小・中学校体育館空調設備設置など、子育て支援と教育環境の充実に関する予算を新年度に計上しました。

さらに、昨年10月にオープンした複合施設「ふじまる」については、図書館を中心に未就学児向けのプレイルームや子育て健康センターなどを備えています。

これらの取組により、安心して子育てができ、働きやすく、地域の魅力を実感できる環境が本市には整っていることを広く発信していきたいと考えています。

問 合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が2・07で人口は維持されますが、本市では1・10（令和元年度から令和6年度の平均）です。

「未来年表」の著者・河合雅司氏の持論は、「少子化対策は何といつても第3子以降、ここを増やさないことには始まり、生まれたら100万円差し上げるくらい

の勢いでやらなければ、人口減少対策にはならない」とのことです。私は、第3子以降には月10万円を18歳まで差し上げることもよく、とにかく第3子以降を手厚くすることが重要だと考えます。

その後の市長の考えを伺います。

答 第3子以降への100万円給付について検討したことがあります。直近5年間の出生届の平均件数は329件で、これに第3子以降の子ども割合（16%）を単純に乗じますと53人となり、必要な予算額は5億円を超えます。厳しい予算の中でこれだけを確保することは厳しいと考えます。





公共施設の運営について

野口 靖

問 複合施設「ふじまる」の利用について伺います。

答 昨年10月13日のオープンから2月末までの開館日数は113日で、来館者数は15万5261人となり、利用者層は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に利用いただいています。

問 市内の子どもたちが安心して通える手段について伺います。

答 本件については、健やか未来部だけで解決できるものではありません。関係各課を含め、市全体として研究を進めていきます。

問 今年の2月27日、藤岡インターチェンジ西産業団地第2期11ha、西部工業団地第3期16.2haが市街化編入され、企業誘致が加速されました。

さらなる政策として、定住に向けた計画が必要と思いますが、今後の取組について伺います。

答 企業誘致についても、経済部だけの問題ではなく、企画部や都市建設部等、各部との連携を図り、藤岡市で働き、藤岡市に住み、藤岡市で家族をつくってもらう、政策へとつなげていきたいと思っています。

職員の人事体制について

問 本市の人事異動はどのような目的で行われているのか伺います。

答 人事異動は、複数の部署を経験することにより多角的な視点を持った職員への成長、組織の活性化などを目的に行っています。

問 人事異動によって、市民と進めてきた業務や信頼関係を崩すことがありませんか。

また、前例の踏襲によるサービスの硬直化、知識不足によって処理のミスと遅延が考えられます。このような現状を回避する対策があるのか伺います。

答 業務マニユアルの作成や職場内での情報共有、フロー体制の構築により業務のミスや遅延を抑えていくことに努めていきます。

問 専門的な知識を持つ人材の配置が必要であると思いますが考えを伺います。

答 専門性の高い職員を勘案し、市民サービスの向上に向けた人事を検討していきたくと考えています。



鬼石中学校区における子どもたちの未来を守るための学校の在り方について

阿野 剛士

問 鬼石中学校区の小学校は、新年度2校とも複式学級となることから、PTA合同会議体として1年にわたり熟議を重ね、実施したアンケートでは回答率98%、うち

83%が統合を望むという明確な意思が示されました。これは単なる制度の選択ではなく、子どもたちに残したいという切実な願いです。子どもたちは限られた環境の中でも懸命に学び、夢を語っています。だからこそ、その可能性を狭めてはなりません。今を生き未来に向かう子どもたちのために、今判断する責任が大人にはあります。学校統合・義務教育学校設立を求め、要望書が出されましたが、この地域の思いを市はどう受け止めていくのか伺います。

答 保護者の思いを重く受け止め、要望書提出後速やかに学校再編検討委員会を立ち上げ、市全体の課題として学校再編を検討する体制を整えました。義務教育学校の設立を含め、地域の意見を丁寧に聞きながら方針の検討を進めていきます。

からこそできる魅力ある教育を実現できる可能性が誇りをもち、地域が希望を持てる学校をつくれるかどうか問われています。そのためにも机上の議論にとどまらず、実効性ある検討が必要と考えますが、市としてどのような方向性と覚悟で臨むのか伺います。

答 義務教育学校は9年間一貫した教育課程編成が可能であり、本市の中小一貫教育の理念とも一致します。一方で施設整備などの課題もあり、総合的に検討する必要があります。先進地視察についても重要と認識しております。今後機会を設けていきます。地域の要望を待ったなしと受け止め、子どもたちの未来に責任を持つ行政として力強く前進すべく検討を進めていきます。





清掃センター事業について

湯井 廣志

問 清掃センターの寿命は30年です。本市の清掃センターは40年を過ぎています。30年過ぎたころから約20億円かけ長寿命化事業を進めました。が、今度は約100億円かけ延命化事業を進めています。

答 私が10年以上前に県が進めている焼却施設ブロック化の質問をした時は、70億円あれば新設の清掃センターができました。県内各地では、前橋市が4自治体で統合を進めています。富岡市も甘楽町と共同処理が進んでいます。これから人口減少の中、単独でごみ処理する時代ではありません。他の自治体と焼却施設ブロック化を進める考えはないか伺います。

答 本市にとって最善のごみ処理方法を検討していきます。

公立病院経営について

問 公立藤岡総合病院は以前、6年連続の黒字で自治体立優良病院表彰を受けていました。が、今では見る影もありません。職員人件費の増額や資材等の高騰により収入を減らすか上回る支出が発生し、ここ2年は13億円から14億円の赤字となっています。本市は、毎年6億5000万円の負担金を公立藤岡総合病院に支出していましたが、令和8年度は、さらに10億円の追加負担をしないと令和8年度の予算が組めず、新棟棟の建設借入金返済もできません。資金ショートしてしまう状況となっています。鬼石病院も同様です。令和8年度は公立藤岡総合病院、鬼石病院合わせれば22億6000万円の負担金となります。この額は本市の年間公債費に匹敵します。病院経営が順調なら負担する必要のない負担です。今回の負担は病院の存続にはなるが何も残らず、消えてしまう税金です。本市はどのように考えているのか伺います。

答 収入を増やし、経費

を削減し、さらには抜本的改革を進め検討部会を設置し、改善の成果を出していかなければならぬと考えています。



高齢者支援について



内田 裕美子

問 移動手段のない高齢者は、買物や通院の際、移動手段の確保に苦慮していたり、免許返納後の不安を抱えている方が非常に多く、移動手段の確保は喫緊の課題です。デマンド交通の導入も検討しつつ、家まで迎えに来て、家まで送り届

けてくれる両輪の送迎支援の実施が理想かと思えますが考えを伺います。

答 今後も地域支え合い協議体の中で、高齢者の外出支援の検討を進めていきます。

問 歯周病は口の中だけではなく、糖尿病や心疾患などの全身の病気にも大きな影響を与えることが分かっています。歯周病検診の対象年齢を80歳や85歳にも拡充すべきだと思います。

答 また、誤えん性肺炎を予防するオーラルケアについて広報やホームページにもトレーニング動画等を掲載するなどして、市民に広く周知すべきだと思いますが考えを伺います。

答 歯周病検診の年齢の拡充については、関係課と連携し、研究していきます。オーラルフレイル予防については、口の筋トレになるような口の体操の実施やパンフレットを配布し、高齢者の誤えん性肺炎予防に努めています。

問 他市では、高齢者のちよっとした困り事に対応する部隊があり、日用

品の買い出し代行、室内の清掃、ごみの分別、ごみ出し、電球・蛍光灯の交換等対応しています。本市としてもシルバー人材センターの協力を得るなどして、このような体制を整備すべきだと思いますが考えを伺います。

答 地域支え合い協議体でのボランティアによる支援の検討実施とともに、他市の取組につきましては、本市のシルバー人材センターとも情報を共有していきます。

問 高齢者の困り事等でも相談ができる「高齢者支援センター」を設置すべきと思いますが考えを伺います。

答 高齢者の方々の課題に対応できるよう関係機関とも連携を図りながら努めていきます。



3月定例会における委員会審査報告

総務常任委員会

議案第3号

藤岡市旅費支給条例の全部改正について

■主な質疑

問 藤岡市旅費支給条例は、なぜ今回、全部改正となったのか伺います。

答 国家公務員等の旅費に関する法律が大幅改正されたことを受け、市条例もそれに準拠して見直す必要が生じたためです。同法は昭和25年制定以来70年以上大きな改正がなく、交通手段や料金体系など出張実態との乖離が生じていたことから、時代に合わせた制度へ改めるため全部改正となりました。

問 今回の条例改正の主な変更点を伺います。

答 交通費を定額支給から実費支給へ変更すること、日当の廃止、宿泊費を都道府県別の上限付き基準額とすること、宿泊手当の新設、さらにバック旅行に対応する包括宿泊費を新設することなどが主な変更点です。

問 実費支給への変更による旅費の支給額の増減について、また、公共交通機関で移動が困難な場合は、どのように考えているのか伺います。

答 宿泊を伴う出張は、都道府県別の基準額の導入により増額となる場合が多い一方、日帰り出張は日当廃止により減額が想定されます。全体としては令和8年度当初予算ベースで約120万円の減額見込みです。

また、公共交通機関がない場合は、タクシー等の利用も特例として旅費支給可能とします。

問 旅費の精算事務の簡素化が今回の条例改正案には、どのように盛り込まれているのか。また、クレジットカードや交通系ICカードなどを現金の代わりに使用し、精算事務を簡素化することについては、どのように考えているか伺います。

答 精算はインターネット等で料金確認を行うなど簡素化を図ります。クレジットカード導入については、リスクや事務処理の課題から当面は導入せず、今後研究していきます。

■審査結果

賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔総務常任委員会〕

- | | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 阿野 剛士 |
| 副委員 長 | 青木 貴俊 |
| 委員 員 | 中澤 秀平 |
| 委員 員 | 大久保 協城 |
| 委員 員 | 湯井 廣志 |
| 委員 員 | 吉田 達哉 |

経済建設常任委員会

議案第10号

藤岡市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

〔廃止理由〕

生活改善センターは、昭和51年2月に国等の補助事業を活用して建設され、日野地区住民の地域コミュニティ施設として利用されてきましたが、日野公民館の建設に伴い、設置当初の講習や集会、学習といった地域コミュニティ機能が集約・継承されました。また、令和8年3月31日をもって、補助事業に係る施設の処分制限期間が満了することから、実態に即した財産管理の適正化を図り、行政財産から普通財産へ整理するため、本条例を廃止するものであります。

■主な質疑

問 日野地区の住民の意見を確認したのか伺います。

答 日野地区全住民に対して意見を伺うことは行っていませんが、令和8年2月20日に開催された、日野地区地域づくり協議会において説明を行い、全員からの承諾をいただいています。

問 条例廃止の契機となった処分制限期間について伺います。

答 国税庁が発行する主な減価償却資産の耐用年数表で、鉄骨鉄筋コンクリート造り、事務所は耐用年数が50年となっております。

問 現在の施設の利用状況について伺います。

答 藤岡土器・埴輪友の会に対して、行政財産の目的外使用許可を出しており、毎月第2土曜日及び日曜日に土器や埴輪の作成や展示といった活動を行っています。

問 解体を検討したか伺います。

答 藤岡土器・埴輪友の会が暫定的に利用しているため、解体については検討を行っていません。建物の老朽化も見られることから、利用者がいなくなった場合には、解体の検討を行うことも考えられます。

■審査結果

賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔経済建設常任委員会〕

- | | |
|-------|--------|
| 委員 長 | 加部 雄一郎 |
| 副委員 長 | 丸山 茂保 |
| 委員 員 | 関口 貴樹 |
| 委員 員 | 小西 隆子 |
| 委員 員 | 窪田 一行 |
| 委員 員 | 冬木 俊 |

3月定例会における委員会審査報告

教務厚生常任委員会

議案第8号

藤岡市国民健康保険税条例の一部改正について

1000万円以上であります。

問 本市ではどのくらいの金額になるか伺います。

答 本市では、軽減対象の1世帯当たりの月額が国が示したものと同様の50円から650円程度となりますが、軽減世帯の割合が8割であり、1世帯当たりの平均値は全国平均の300円より低くなる見込みです。

問 医療分の賦課限度額の改正について伺います。

答 国が示す賦課限度額の引上げの考え方について、賦課限度額を超過している高所得者世帯の割合が、被保険者全体の1.5%に近づくように段階的に引上げ、高所得者世帯の負担限度額を引上げることにより、中間所得者世帯の負担を軽減するものであります。

■審査結果■

賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

■主な質疑■

問 なぜ医療保険制度を通じて徴収する仕組みになったのか、また、どのような事業に充てられるのか伺います。

答 子どもや子育て世帯を支える社会連帯の理念に基づき、世代を超えた支え合いの仕組みが確立されている医療保険制度を利用することとなりました。使途については、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度など、こども未来戦略において、少子化対策に資する複数の事業に充てられます。

問 徴収額の算定方法、及び賦課限度額に当たる年収について伺います。

答 所得割は0.3%、均等割額は1200円とし、この額について18歳未満は全額軽減されます。その軽減された分については公費と18歳以上の被保険者で負担するため、18歳以上の被保険者の均等割額は100円上乗せされ、1300円となります。平等割については800円、賦課限度額は3万円と設定しており、これに当たる年収は約

議案第9号

藤岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

〔制定理由〕

この条例は、保護者の就労要件を問わず生後6か月から満3歳未満の未就園児が月一定時間保育所等を利用して「乳児等通園支援事業」が令和8年4月1日から新たな給付制度として全国で実施されることに伴い、事業者が守るべき運営上の基準を定め、給付対象施設として確認する必要があるため本条例を制定するものです。

■主な質疑■

問 乳児等通園支援事業の概要を伺います。

答 通称「こども誰でも通園制度」については、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、これらの課題を改善につなげる事業で、令和8年度から全国で実施されます。保護者は、月10時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用することができます。また、対象となる子どもについては、保育所、

認定子ども園などに通っていない生後6か月から満3歳未満の児童となります。

問 事業実施予定の施設と本市における必要定員について伺います。

答 基本的には保育所、幼稚園、認定子ども園などが想定され、本市においては、認定子ども園2園、幼稚園1園の計3施設が、事業実施を予定しています。必要定員数は国の算出例から14人となり、令和8年4月の事業開始時点では、実施予定3施設合計で利用定員が19人を予定しており、必要定員数は充足できるものと考えます。

問 今後のスケジュールについて伺います。

答 3施設については、本条例を可決後速やかに確認手続を進め、利用者に対しては、市の広報、ホームページ、ふじおかほっとメールなどで周知を行い、制度の利用開始がスムーズにできるよう準備を進めます。

■審査結果■

賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

3月定例会における委員会審査報告

議案第20号 債権の放棄について

■主な質疑■

問 経緯と概要について伺います。

答 平成18年度に市外開発会社が計画した市内の宅地造成開発に伴い、発掘調査が生じ、その費用について本市と委託契約を締結しました。その後、平成19年3月に発掘調査費用が確定し、請求したものの未納が続いたため、平成26年9月3日市議会において、訴訟の提起についての議決をいただき、平成27年2月に藤岡簡易裁判所にて月々分割で支払うことで即決和解が成立しました。しかし、和解当初から返済が滞り、現在まで未収金の全回収には至らず、催告状の送付、自宅訪問などを実施しましたが進展がなく、令和7年6月に弁護士へ依頼しました。その後、財産に関する調査結果と弁護士の見解から、これ以上の債権の回収は見込めないと判断し、元本債権及び遅延損害金の債権を放棄する議案を提出しました。

問 今後の再発防止策について伺います。

答 現在、平成23年から県内の記録保存を目的とする埋蔵文化財の発掘調査における民間調査組織導入事務取扱要綱が施行されており、市は発掘調査の管理監督のみを行い金額を伴う契約には関係せず、市が予算を計上して発掘調査をすることはなく、今後、同様の事案が発生することはないと考えます。

問 再度、相手方の資産等を調査した場合に費用はどのくらいになるか伺います。

答 債務者の口座を調べる任意財産調査については約15万円。財産開示手続については約20万円。これら強制執行を行う準備段階の調査で、合計約35万円かかります。ただし、財産調査の開示手続については、財産開示を実施後3年以内は再度の申立てはできないルールがあるため、毎年申し立てることはできません。また、相手方に財産等が見つかつた場合、その強制執行の実施に、さらに30万円程度の事前調査費用がかかるため、再度訴訟を起こす場合は、平成26年度の訴訟時と同程度の金額約84万円がかかると考えます。

■審査結果■

賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔教務厚生常任委員会〕

委員 長	中山 晴
副委員 長	野口 大輔
委員 栗原 拓也	松田 裕美
委員 内田 裕子	針谷 賢一

議会中継をご覧ください

藤岡市議会では、市民に開かれた議会を目指し、インターネットによる録画配信を行っています。藤岡市議会のホームページから、議会中継を見ることができます。現在、インターネットで配信されている映像は、今号掲載分までの一般質問の様子です。ぜひ、ご覧ください。

この議会だよりに掲載してある一般質問は、要約してあります。

詳しくは、藤岡市議会のホームページや市役所相談室、図書館で会議録をご覧ください。

藤岡市議会ホームページ

<http://www.city.fujioka.gunma.jp/shiseijoho/shigikai/>

ふじおかほっとメールから議会の情報を発信します!

会議の日程などに関する情報を配信しています。ぜひご活用いただき、議会の傍聴にお越しください。

登録を始める前に

ご使用になる携帯電話で迷惑メール対策をされている場合は、次の2点についてご確認/設定をお願いいたします。

- ・「city.fujioka.gunma.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。
- ・URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

登録はこちら

- ・パソコンで登録→login@fujioka.mailio.jpを直接入力
- ・スマホなどで登録→右の二次元コードから



令和7年度 議会基本条例推進委員会 協議事項の報告

議会基本条例は、地方議会の運営をどのように行うのかを定めた条例であり、市議会の最高規範となる条例です。すべての議会活動は、この条例をもとに行うことになっています。

議会基本条例推進委員会では、この条例で定めている基本的な理念及び事項を実現するための取組や議会改革に関する事項等を検討しています。

令和7年度は、会議を2回開催し、検討事項2項目について協議してきました。

次のとおり、協議結果をまとめましたので報告します。

検 討 事 項	協 議 結 果	継続または実施日
議会広報の充実について	議会だよりについて、よりわかりやすく身近な議会だよりとなるよう協議し、令和7年12月に「議会だよりアンケート」を実施しました。今後、議会だより編集の参考とさせていただき、次年度も引き続き協議していくことに決定しました。	令和8年度へ継続
デジタル化推進に伴う議会の対応について	令和4年9月よりタブレット端末機の導入が始まり、現在、議事日程や議案付託表、請願等の一部会議資料や各課作成の資料等ペーパーレス化しています。 令和6年度にペーパーレス会議システムの容量を増加したことから、次年度も引き続き協議していくことに決定しました。	令和8年度へ継続

市議会を傍聴しませんか？

.....

議会は、3・6・9・12月の定例会と随時に開催する臨時会があります。

◎本会議の傍聴

本会議は、一般の方に公開されており、いつでも傍聴することができます。事前の予約は必要ありません。

傍聴を希望する本会議の当日に、傍聴人受付（市役所本庁舎2階議会事務局前）で、受付簿に住所、氏名を記入し、番号札を持って入場します。

傍聴される方に議案集の貸し出しも行っています。

◎委員会の傍聴

委員会も本会議と同様の手続きで傍聴することができます。

傍聴を希望する委員会当日に議会事務局までお越しください。

日程については、市議会事務局にお問い合わせください。

また、藤岡市ホームページの「藤岡市議会」→「本会議・委員会」→「会議のお知らせ」にも開催予定日を掲載しています。

● 問い合わせ ▶ 市議会事務局 ☎ 40-2377 ●

■6月定例会（予定）

※議事の都合により変更となる場合があります。

月 日	時 間	摘 要
6月15日（月）	10:00	本 会 議
6月16日（火）	10:00	本 会 議
6月17日（水）	10:00	常任委員会
6月18日（木）	10:00	常任委員会
6月23日（火）	10:00	一 般 質 問
6月24日（水）	10:00	一 般 質 問
6月26日（金）	10:00	本 会 議

議会の仕組みや傍聴の仕方などについて、分かりやすく紹介している動画を視聴することができます。

→ 右の二次元コードから



▶▶▶ …市民の皆さんのご意見をお待ちしています… ◀◀◀

藤岡市議会では、市民の皆さんが議会をより身近に感じられる議会だよりを目指し、日々取り組んでおります。今後、さらに市民の皆さんの声を紙面づくりに反映していくため、本紙をお読みになったご感想・ご意見等をお寄せください。

○宛 先○ 藤岡市議会事務局
〒375-8601 藤岡市中栗須327番地
TEL 0274(40)2377 FAX 0274(22)5829 Email gikai@city.fujioka.gunma.jp

教務厚生常任委員会報告

行政視察

視察年月日 ● 令和7年10月15日(水)～17日(金)
 所 ● 青森県八戸市・青森県青森市・北海道函館市

子育てアプリ 「はちも」について

青森県八戸市では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施するため、スマートフォン向けに一元的な情報発信を行うアプリを導入しています。

本市においても、紙による広報だけでなく、スマートフォンを活用した子育て支援の取組を参考にしたいと視察地として選定しました。紙媒体の広報誌ではなく、スマートフォンアプリで情報の確認や子育てに関する教室の予約等ができることは、現在の子育て世代にとってはとても利便性が高いように感じます。また、このアプ



青森県八戸市

リに関しては、自治体により内容をカスタマイズできることから地域や利用者にとって使いやすい方ができることが分かりました。今後、本市で調査研究を行うことになれば、子育てに関する部署だけではなく、地域の行事やDXに関する事業を行う部署とも連携するなど、部署横断的な取組が求められると感じました。

ボランティア ポイント制度について

青森市の本制度は、参加者の活動を「見える化」し、地域の福祉力を可視化するとともに、活動実績に応じてポイントを付与・交換することで継続的な参加を支援しています。本市においても高齢化の進行や共助体制の構築が課題となっており、

青森市の制度は、今後の地域福祉行政の方向性を検討するうえで極めて有用な事例と考え、視察地として選定しました。本市でも高齢化の進行や地域福祉協議会の機能強化が求められており、青森市の取組は、地域福祉活動を制度として支える方向性について考える



青森県青森市

うえで大変参考となりました。特に、ボランティア活動を介して地域の絆を育むという視点は、災害時の共助や孤立防止など多面的な効果をもたらすと考えられます。今後は、制度導入の可能性や試行的なモデル事業の実施などを検討し、本市にふさわしい形で地域参加の仕組みを構築することが望ましいと感じました。

編集後記

あじさいの花が美しく咲き誇る季節となりました。

3月定例会では、令和8年度一般会計予算をはじめ、各議案について慎重に審査し、議決いたしました。

また、一般質問では10名の議員により、将来に向けたビジョンや地域の要望等活発な議論が行われました。

今後も市民の皆様に関心されるような紙面づくりに目指してまいりますので、よろしくお願いたします。

議会だより編集委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 大久保 協 |
| 副委員長 | 中澤 秀平 |
| 委員 | 関口 茂樹 |
| 委員 | 内田 裕美子 |
| 委員 | 野口 靖 |
| 委員 | 青木 貴俊 |
| 委員 | 冬木 一俊 |
| 委員 | 吉田 達哉 |